

付表1 一般管理における運用管理の実施項目例

A:医療機関の規模を問わない
B:大/中規模病院
C:小規模病院、診療所

運用管理項目	実施項目	対象	技術的対策	運用的対策	運用管理原典文例
① 総則	理念(基本方針と管理目的の表明)	A		情報システムの安全管理に関する方針に基づき、本規程の目的を述べる	この規程は、〇〇病院(以下「当院」といふ。)において、情報システムで使用される機器、ソフトウェア及び運用に必要な仕組み全般について、その取扱い及び管理に関する事項を定め、当院において、診療情報を適正に保存するとともに、適正に利用することに資することを目的とする。
	対象情報	A		対象システム、対象情報を定める 対象システム、対象情報を安全管理上の重要度に応じて分類し、リスク分析を行う	対象システムは、電子カルテシステム、オーダーエントリーシステム、画像管理システム、...である。 対象システムの扱う情報については、そのシステムごとに別途定義と安全管理上の重要度の分類を行い、リスク分析を行い表に記入し保管すること。
	標準規格	B C		医療機関側でフォローすべき標準規格の列挙を行い、システム改定時に変更の対象とする ベンダに対しシステムで使われている標準規格に関する情報提供を求め、システム改定時に変更の対象とする	システム管理者は、別表に挙げる標準規格についての変更状況を確認し、システムの変更・改定時の対象とすること。 システム管理者は、情報システムで使われている標準規格についてベンダへ情報提供を要求し、システムの変更・改定時の対象とすること。
② 管理体制	運用責任者、個人情報保護責任者、システム管理者	B		運用責任者、個人情報保護責任者、システム管理者、機器管理者、安全管理者等の任命規程	当院に運用責任者および個人情報保護責任者を置き、病院長をもってこれに充てること。 病院長は必要な場合、運用責任者及び個人情報保護責任者を別に指名すること。 情報システムを円滑に運用するため、情報システムに関する運用を担当する管理者(以下「システム管理者」といふ。)を置くこと。 システム管理者は病院長が指名すること。 情報システムに関する取扱い及び管理に關し必要な事項を審議するため、病院長のもとに情報システム管理委員会を置くこと。 情報システム管理委員会の運営については、別途定めること。 その他、この規程の実施に關し必要な事項がある場合には、情報システム管理委員会の審議を経て、病院長がこれを定めること。
		C		院長が運用責任者、個人情報保護責任者とシステム管理者を兼ねる場合、その旨を明記する	当クリニックに運用責任者、個人情報保護責任者およびシステム管理者を置き、院長をもってこれに充てること。 院長は必要な場合、システム管理者を別に指名すること。
	マニュアル・契約書等の文書管理体制	A		別途定めてある文書管理規程に従うことを規程する	契約書、マニュアル等の文書の管理については、別途規程を定めること。
	監査体制と監査責任者	B		監査体制(監査の範囲、監査結果の評価・対応等)を規程 監査責任者の任命規程	情報システムを円滑に運用するため、情報システムに関する監査を担当する責任者(以下「監査責任者」といふ。)を置くこと。 監査責任者の責務は本規程に定めるものの他、別に定めること。 監査責任者は、監査責任者に毎年X回、情報システムの監査を実施させ、監査結果の報告を受け、問題点の指摘等がある場合には、直ちに必要な措置を講ずること。 監査の内容については、情報システム管理委員会の審議を経て、病院長がこれを定めること。 運用責任者は必要な場合、臨時の監査を監査責任者に命ずること。
	C		院内で監査体制を整えることができない場合、第三者監査機関への監査依頼を規程する	情報システムの監査をXXXとの契約により毎年X回を行い、監査結果の報告を受け、問題点の指摘等がある場合には、直ちに必要な措置を講ずること。	

③ 管理者及び利用者の責務	患者及びシステム利用者からの苦情・質問の受付体制	A		患者及びシステム利用者からの苦情・質問受付窓口の設置 受付後の処理を規程	患者及び利用者からの、情報システムについての苦情・質問を受け付ける窓口を設けること。 苦情・質問受け付けは、その内容を検討し、速やかに必要な措置を講ずること。
	事故対策	A		緊急時あるいは災害時の連絡、復旧体制並びに回復手段を規程する	システム管理者は、緊急時及び災害時の連絡、復旧体制並びに回復手段を定め文書化し、利用者へ周知の上、常に利用可能な状態におくこと。
	システム利用者への教育・訓練など周知体制	A		各種規程書、指示書、取扱説明書等の作成 定期的な利用者への教育、訓練	システム管理者は、情報システムの取扱いについてマニュアルを整備し、利用者へ周知の上、常に利用可能な状態におくこと。 システム管理者は、情報システムの利用者に対し、定期的に情報システムの取扱い及びプライバシー保護に関する研修を行うこと。
③ 管理者及び利用者の責務	システム管理者や運用責任者の責務	A		機器、ソフトウェア導入時の機能確認 運用環境の整備と維持 情報の安全性の確保と利用可能な状況の維持 情報の継続的利用の維持 不正利用の防止 利用者への教育、訓練 患者または利用者からの問合せ・苦情窓口設置	情報システムに用いる機器及びソフトウェアを導入するに当たって、システムの機能を確認すること。 情報システムの機能要件に準拠している機能が支障なく運用される環境を整備すること。 診療情報の安全性を確保し、常に利用可能な状態に置いておくこと。 機器やソフトウェアに変更があった場合においても、情報が継続的に使用できるよう維持すること。 システム管理者は情報システムの利用者の登録を管理し、そのアクセス権限を管理し、不正な利用を防止すること。 情報システムを正しく利用させるため、作業手順書の整備を行い利用者の教育と訓練を行うこと。 患者及び利用者からの、情報システムについての問い合わせや苦情を受け付ける窓口を設けること。
		B		監査責任者の役割、責任、権限を規程	情報システムを円滑に運用するため、情報システムに関する監査を担当する責任者(以下「監査責任者」といふ。)を置くこと。 監査責任者の責務は本規程に定めるものの他、別に定めること。
	C		第三者機関へ監査依頼している場合は、監査実施規程は不要 監査結果に対する対応を規程	情報システムの監査をXXXとの契約により毎年X回を行い、監査結果の報告を受け、問題点の指摘等がある場合には、直ちに必要な措置を講ずること。	
	利用者の責務	B		自身の認証番号やパスワードあるいはカード等の管理 利用時にシステム認証を必ず受けること 確定操作の実施による入力情報への責任の明示 権限を超えたアクセスの禁止 目的外利用の禁止 プライバシー侵害への配慮 システム異常、不正アクセスを発見した場合の速やかな運用管理者へ通知 離席対策	利用者は、自身の認証番号やパスワードを管理し、これを第三者に利用させないこと。 利用者は、情報システムの情報の参照や入力(以下「アクセス」といふ。)に際して、認証番号やパスワード等によって、システムに自身を認識させること。 利用者は、情報システムへの情報入力に際して、確定操作(入力情報が正しい事を確認する操作)を行って、入力情報に対する責任を明示すること。 利用者は、参照した情報を、目的外に利用しないこと。 利用者は、患者のプライバシーを侵害しないこと。 利用者は、システムの異常を発見した場合、速やかにシステム管理者に連絡し、その指示に従うこと。 利用者は、不正アクセスを発見した場合、速やかにシステム管理者に連絡し、その指示に従うこと。 利用者は、離席する際は、ログアウトすること。
C		利用者が限定される運用の場合、その旨を明記し、責任の所在を明確にする 目的外利用の禁止 プライバシー侵害への配慮 システム異常時の対応を規程	利用者は、XXX、XXX、XXXである。 利用者は、参照した情報を、目的外に利用しないこと。 利用者は、患者のプライバシーを侵害しないこと。 利用者は、システムの異常を発見した場合、速やかにシステム管理者に連絡し、その指示に従うこと。 利用者は、不正アクセスを発見した場合、速やかにシステム管理者に連絡し、その指示に従うこと。		

④	一般管理における運用管理事項	来訪者の記録・識別・入退の制限等の入退管理規程	B	・IDカード利用による入退者の制限、名札着用の実施 ・PCの盗難防止チェーンの設置 ・防犯カメラの設置 ・監視	・入退者の名簿記録と妥当性チェックなどの定期的チェック	・個人情報保護されている機器の設置場所及び記録媒体の保存場所への入退者は名簿に記録を要すること。 ・入退の記録の内容について定期的にチェックを行うこと。
			C	・施設	・スタッフの常駐	・個人情報保護されている機器の設置場所及び記録媒体の保存場所は、スタッフの常駐または施設できる部屋に設置すること。
	情報システムへのアクセス制限の決定方針及び記録、点検等のアクセス管理		B	・ID、パスワード等により診療録データへのアクセスにおける識別と認証を行う ・監査ログサーバを設置し、アクセスログの収集を行う。	・管理規則に則ったハードウェア/ソフトウェアの設定を行う ・情報区分とアクセス権限に基づくアクセスできる診療録等の範囲を定め、アクセス管理を行う ・誰が、いつ、どの情報にアクセスしたかを記録し、定期的な記録の確認を行う。	・システム管理者は、職務上定められた権限によるデータアクセス範囲を定め、必要に応じてハードウェア/ソフトウェアの設定を行うこと。また、その内容に沿って、アクセス状況の確認を行い、監査責任者に報告を要すること。
			C	(上記技術的対策が行えない場合)	・システム操作業務日誌を備え、システムを操作するものはシステム操作業務日誌に操作者氏名、作業開始時間、作業終了時間、作業内容、作業対象を記載する ・システム管理者は定期的にシステム操作業務日誌をチェックし、記載内容の正当性を確認する	・システム管理者はシステム操作業務日誌を設置すること。 ・利用者は、操作者氏名、作業開始時間、作業終了時間、作業内容、作業対象をシステム操作業務日誌に記載すること。 ・システム管理者は定期的にシステム操作業務日誌をチェックし、記載内容の正当性を評価すること。
		A		・保管、バックアップ作業を定期的に行う	・保管、バックアップの作業に当たる者は、手順に従い、その作業の記録を残し、システム管理者の承認を要すること。	
		A	・技術的に安全(再生不可)な方式で破壊を行う	・情報種別ごとに破壊の手順を定めること。手順には破壊を行う条件、破壊を行うことができる従事者の特定、具体的な破壊の方法を含めること	・個人情報等を記した媒体の破壊に当たっては、安全かつ確実に実行されることを、システム管理者が作業前後に確認し、結果を記録に残すこと。	
		A		・情報に対する脅威を洗い出し、そのリスク分析の結果に対し予防対策を行う ・リスク発生時の連絡網、対応、代替手段などを規程する	・システム管理者は、業務上において情報漏えいなどのリスクが予想されるものに対し、運用管理規程の見直しを行うこと。また、事故発生に対しては、速やかに運用責任者に報告し利用者へ周知すること。	
		A	・健全性に基づいて取られる技術的対策	・上記の項と対応する、運用事項	・各システムはその設計時、運用開始時に技術的対策と運用による対策を、基準適合チェックリストに記載し、必要時には第三者への説明に使える状態で保存すること。 ・システムの保守時には、基準適合チェックリストに記したことが行われていることを確認すること。 ・システム改定時は、最新の基準適合チェックリストに従って、技術的対策と運用による対策の分担を見直すこと。	
	A	・ステルスモード、ANY接続拒否設定、不正アクセス対策、暗号化を行う。	・利用者への規制の説明を行う ・電源発生機器の利用に当たっての規制を定める	・システム管理者は、無線LANアクセスポイントの設定状態を適宜確認すること。 ・システム管理者は、無線LAN利用規則を院内関係者および利用可能性のある入院患者へ説明を要すること。		

⑤	業務委託の安全管理措置	電子署名・タイムスタンプに関する規程	A	・電子証明書による電子署名環境 ・タイムスタンプ付与環境 ・電子署名の検証環境	・利用する電子証明書がガイドラインが求める信頼性を有していることを記載した文書の作成 ・署名が必要な文書に電子署名があることの確認手順の作成 ・タイムスタンプを付与する作業手順の作成 ・電子署名受領文書の電子署名検証手順の作成	・システム管理者は、電子署名、タイムスタンプに関する作業手順を定めること。 ・システム管理者は、電子的に受領した文書に電子署名がある場合、署名検証手順を定めること。
		委託契約における安全管理・守秘事項	A		・包括的な委託先の規則を定めた就業規則等で裏付けられた守秘契約を締結すること	・業務を当該外の所属者に委託する場合は、守秘事項を含む業務委託契約を締結すること。契約の署名者は、その部門の長とする。また、各担当者は委託作業内容が個人情報保護の観点から適正に且つ安全に行われていることを確認すること。
		再委託の場合の安全管理措置事項	A		・委託先事業者が再委託を行うかを明確にし、再委託を行う場合は委託先と同等の個人情報保護に関する対策及び契約がなされていることを条件とする	・業務委託の契約書には、再委託での安全管理に関する事項を含むこと
⑥	情報および情報機器の持ち出しについて	システム改定及び保守での医療機関関係者による作業管理・監督、作業報告確認	A	・保守要員のアカウントを設定する ・保守作業におけるログの取得と保存	・保守要員のアカウントを確認する ・保守作業等の情報システムに直接アクセスする作業の際には、作業者・作業内容・作業結果の確認を行うこと ・清掃等直接情報システムにアクセスしない作業の場合、定期的なチェックを行うこと ・保守契約における個人情報保護の徹底 ・保守作業の安全性についてログによる確認	・システム管理者は、保守会社における保守作業に際し、その作業および作業内容につき報告を求め適切であることを確認すること。必要と認められた場合は現場監督を行うこと。
		持ち出し対象となる情報機器の持ち出し規程	A		・組織としてリスク分析を実施し、情報および情報機器の持ち出しに関する方針を運用管理規程で定めること	・システム管理者は、情報および情報機器の持ち出しに際しリスク分析を行い、持ち出し対象となる情報および情報機器を整理し、それ以外の情報および情報機器の持ち出しを禁止すること。 ・持ち出し対象となる情報および情報機器は別表としてまとめ、利用者に公開すること。
		持ち出した情報および情報機器の運用管理規程	A		・持ち出した情報及び情報機器の管理方法を定めること ・情報が格納された可搬媒体もしくは情報機器の所在を台帳を用いる等して把握すること	・情報および情報機器を持ち出す場合は、所属、氏名、連絡先、持ち出す情報の内容、格納する媒体、持ち出す目的、期間を別途定める書式でシステム管理者に届け出て、承認を得ること。 ・システム管理者は、情報が格納された可搬媒体および情報機器の所在について台帳に記載すること。そして、その内容を定期的にチェックし、所在状況を把握すること。
⑥	情報および情報機器の持ち出しについて	持ち出した情報および情報機器への安全管理措置	A	・情報機器に対して起動パスワードを設定すること。 ・持ち出した情報機器をネットワークに接続したり、他の外部媒体を接続する場合は、コンピュータウイルス対策ソフトの導入やパーソナルファイアウォールを用いる等して、情報漏えいが情報漏えい、改ざん等の対象にならないよう対策を施すこと	・設定にあたっては推定しやすいパスワードなどの利用を避けたり、定期的にはパスワードを変更する等の措置を行うこと ・持ち出した情報を、例えばファイル交換ソフト(Winny等)がインストールされた情報機器で取り扱わないこと。医療機関等が管理する情報機器の場合は、このようなアプリケーションをインストールしないこと	・持ち出す情報機器について起動パスワードを設定すること。そのパスワードは推定しやすいものは避け、また定期的に変更すること。 ・持ち出す情報機器について、ウイルス対策ソフトをインストールしておくこと。 ・持ち出した情報機器を、別途定められている以外のアプリケーションがインストールされた情報機器で取り扱わないこと。 ・持ち出した情報機器には、別途定められている以外のアプリケーションをインストールしないこと。
		盗難、紛失時の対応策	A	・情報に対して暗号化したアクセスパスワードを設定する等、容易に内容を読み取られないようにすること。	・情報を格納した可搬媒体もしくは情報機器の盗難、紛失時の対応	・持ち出した情報および情報機器の盗難、紛失時には、直ちにシステム管理者に届け出ること。 ・届け出を受け付けたシステム管理者は、その情報および情報機器の重要性に基いて、別途定めるとお対応すること。
		利用者への周知徹底方法	A		・運用管理規程で定めた盗難、紛失時の対応を従事者等に周知徹底し、教育を行うこと	・システム管理者は、情報および情報機器の持ち出しについてマニュアルを策定し、利用者に周知の上、常に利用可能な状態におくこと。 ・システム管理者は、利用者に対し、情報および情報機器の持ち出しについて研修を行うこと。また、研修時のテキスト、出席者リストを残すこと。

⑦	外部の機関と医療情報を交換する場合	安全を技術的、運用的観点から確認する規程	A	・6.11章に基づいて取られる技術的対策	・左記の項と対応する、運用事項	・システム管理者は、外部の機関と医療情報を交換する場合、リスク分析を行い、安全に運用されるように別途定める技術および運用の対策を講じること。 ・技術的対策が適切に実施され問題がないかを定期的に監査を行って確認すること。
		リスク対策の検討文書の管理規程	A		・上記のリスク対策の検討文書を作成し管理する	
		情報処理事業者との通常運用時、事故処理時それぞれで責任分界点を定めた契約文書の管理と契約状態の維持管理規程	A		・医療機関等の間の情報通信に關連する医療機関等、通信事業者やシステムインテグレータ、運用委託事業者等、関連組織の責任分界点、責任の所在を契約書等で明確にすること。 ・またその契約状態を維持管理する規程を定めていること	・外部の機関と医療情報を交換する場合、相手の医療機関等、通信事業者、運用委託事業者等との間で、責任分界点や責任の所在を契約書等で明確にすること。 ・上記契約状態が適切に維持管理されているかを定期的に監査を行って確認すること。
		リモートメンテナンスの基本方針	A	・適切なアクセスポイントの設定、プロトコルの限定、アクセス権限管理等を行って不要なログインを防止すること。	・遠隔保守を行う事業者との間で、責任分界点、責任の所在を契約書等で明確にすること	・外部の保守会社からリモートメンテナンスを受ける場合、相手の保守会社等、通信事業者、運用委託事業者等との間で、責任分界点や責任の所在を契約書等で明確にすること。 ・上記契約状態が適切に維持管理されているかを定期的に監査を行って確認すること。
		従業者による医療機関等の外部からアクセスする場合の運用管理規程	A	・医療機関等の内部のシステムに不正な侵入等を防止する技術的対策	・外部からアクセスを許容する機器及びその状態を規定する ・外部からアクセスを許容した機器が、その許容状態を保持しているのかを確認する	・外部からアクセスを許容する機器については別途定める規程に従ったものに限定すること。その機器が許可された際の状態を保持していることを定期的に確認すること。
⑧	災害等の非常時の対策	BCPの規程における医療情報システムの項	A		・医療サービスを提供し続けるためのBCPの一環として「非常時」と判断する仕組み、正常復帰時の手順を設けること。すなわち、判断するための基準、手順、判断者、をあらかじめ決めておくこと	・災害、サイバー攻撃等により一部医療行為の停止等医療サービス提供体制に支障が発生する非常時の場合、別途定める事業継続計画(BCP)にしたがって運用を行うこと。 ・どのような状態を非常時と見なすかについては、別途定める基準、手順に従って運用責任者が判断すること。
		システムの縮退運用管理規程	A	・技術的な縮退運用時機能	・システムが縮退運用を行っている際の、運用管理規程	・システムの縮退運用時や非常時の運用に關して運用管理規程を作成し、利用者に周知の上、常に利用可能な状態におくこと。
		非常時の機能と運用規程	A	・技術的な非常時用機能	・正常復帰後に、代替手段で運用した際のデータ整合性を図る規約 ・「非常時のユーザアカウントや非常時用機能」の管理手順	
		報告先と内容一覧	A		・サイバー攻撃で広範な地域での一部医療行為の停止など医療サービス提供体制に支障が発生する場合は、別途定める所管官庁への連絡を行うこと	・災害、サイバー攻撃などにより一部医療行為の停止など医療サービス提供体制に支障が発生した場合、別途定める一貫の連絡先に連絡すること。
⑨	教育と訓練	マニュアルの整備	A		・マニュアルの整備	・システム管理者は、情報システムの取扱いについてマニュアルを整備し、利用者に周知の上、常に利用可能な状態におくこと。
		定期または不定期なシステムの取扱い及びプライバシー保護に関する教育、研修	A		・定期または不定期な電子保存システムの取扱及びプライバシー保護に関する教育、研修	・システム管理者は、利用者に対し、定期的な情報システムの取扱い及びプライバシー保護に関する研修を行うこと。また、研修時のテキスト、出席者リストを残すこと。
		従業者に対する人的安全管理規程	A		・守秘契約、業務規程 ・退職後の守秘規程 ・規程遵守の監査	・本院の業務従業者は在職中のみならず、退職後においても業務中に加った個人情報に關する守秘義務を負う。

⑩	監査	B		・定期的な監査の実施 ・監査責任者の任命、役割、責任、権限を規程 ・監査結果の検討、規程見直しといった手順の規程	・情報システムを円滑に運用するため、情報システムに關する監査を担当する責任者(以下「監査責任者」という。)を置くこと。 ・監査責任者の責務は本規程に定めるもの他、別に定めること。 ・監査責任者は病院長が指名すること。 ・システム管理者は、監査責任者に毎年X回、情報システムの監査を実施させ、監査結果の報告を受け、問題点の指摘等がある場合には、直ちに必要措置を講じること。 ・監査の内容については、情報システム管理委員会の審議を経て、病院長がこれを定めること。 ・システム管理者は必要な場合、臨時の監査を監査責任者に命ずること。
		C		・第三者機関に監査を委託している場合、その旨を記載する	・情報システムの監査をXXXとの契約により毎年X回行い、監査結果の報告を受け、問題点の指摘等がある場合には、直ちに必要措置を講じること。
⑪	その他	A		・運用管理規程の公開について規程 ・運用管理規程の改定の規程	

付表2 電子保存における運用管理の実施項目例

A:医療機関の規模を問わない
 B:大/中規模病院
 C:小規模病院、診療所

運用管理項目	実施項目	対象	技術的対策	運用的対策	運用管理規程文例
① 真正性確保	作成者の識別及び認証	B	・利用者識別子、パスワードによる識別と認証	・利用者識別子とパスワードの発行、管理 ・パスワードの最低文字数、有効期間等の規程 ・認証の有効回数、超過した場合の対応 ・利用者への認証操作の義務づけ ・識別子、パスワードの他人への漏えいやメモ書きの禁止 ・利用者への教育 ・緊急時認証の手続規程	・システム管理者は、電子保存システムの利用者の登録を管理し、そのアクセス権限を規程し、不正な利用を防止すること。 ・パスワードの最低文字数、有効期間等を別途規程すること。 ・認証の有効回数、超過した場合の対応を別途規程すること。 ・利用者は、自身の認証番号やパスワードを管理し、これを他者に利用させないこと。 ・利用者は、電子保存システムの情報の参照や入力(以下「アクセス」という。)に際して、認証番号やパスワード等によって、システムに自身を認識させること。 ・システム管理者は、電子保存システムを正しく利用させるため、利用者の教育と訓練を行うこと。
			・ログアウト操作、自動ログアウト機能、スクリーンセーブ後の再認証等	・利用者への終了操作義務づけ ・離席時の対応の規程と周知	・利用者は、作業終了あるいは離席する際は、必ずログアウト操作を行うこと。
		A	・運用状況において作成者が自明の場合は、技術的対策なし	・作成責任者を明記すること ・定期的な実施状況の監査	・電子保存システムにおいて保存されている情報の作成責任者はXXである。
	情報の確定手順と、作成責任者の識別情報の記録	B	・技術的に入力した情報の確定操作を行う機能	・利用者への確定操作法の周知・教育 ・代行人力の場合、責任者による確定を義務づけ	・利用者は、電子保存システムへの情報入力に際して、確定操作(入力情報が正しい事を確認する操作)を行って、入力情報に対する責任を明示すること。 ・代行人力の場合、入力権限を持つ者が最終的に確定操作を行い、入力情報に対する責任を明示すること。
		B	・技術的に情報に作成責任者の識別情報を記録する機能	・利用者への確定操作法の周知・教育	・利用者は、電子保存システムへの情報入力に際して、確定操作(入力情報が正しい事を確認する操作)を行って、入力情報に対する責任を明示すること。 ・代行人力の場合、入力権限を持つ者が最終的に確定操作を行い、入力情報に対する責任を明示すること。
		A	・運用において確定の状況が自明の場合は、「確定」操作はなし	・「確定」を定義する状況を運用規程に明記する	・本規程が対象とする情報システムの作成データの「確定」については、付表1に記す(付表として、各システムの操作における「確定」の定義を行う。xx機器のyy制操作の時点、「確定操作」等)
更新履歴の保存	B	・技術的に更新履歴を保管し、必要に応じて更新前の情報を参照する機能	・利用者への確定操作法の周知・教育	・利用者は、電子保存システムへの情報入力に際して、確定操作(入力情報が正しい事を確認する操作)を行って、入力情報に対する責任を明示すること。 ・代行人力の場合、入力権限を持つ者が最終的に確定操作を行い、入力情報に対する責任を明示すること。	
代行操作の承認記録	A	・技術的に更新履歴を保管し、必要に応じて更新前の情報を参照する機能	・代行者を依頼する可能性のある担当者に、確定の任務を徹底すると同時に適宜履歴の監査を行う	・代行人力の場合、入力権限を持つ者が最終的に確定操作を行い、入力情報に対する責任を明示すること。	

	機器・ソフトウェアの品質管理、動作状況の内部監査規程	A		・定期的な機器、ソフトウェアの動作確認、機器、ソフトウェアの改訂履歴、その導入の際に実際に行われた作業の妥当性を検証するためのプロセスの規定。	・システム管理者は、システム構成やソフトウェアの動作状況に関する内部監査を定期的に実施すること。
② 見直し確保	情報の所在管理	A	・技術的に情報の論理的所在確認を行う	・情報機器・媒体のリストを作成し、物理的所在場所の確認を行う	・システム管理者は定期的に情報の所在確認を行うこと。
	見直し手段の管理	A	・見直しに必要な機器(モニタ、プリンタ等)の整備を行う	・見直し手段の維持、管理(例えば、モニタ・プリンタの管理やネットワークの管理)要件を明記する	・電子保存に用いる機器及びソフトウェアを導入するに当たって、保存義務のある情報として電子保存された情報毎に見直し用機器を常に利用可能な状態で置いておくこと。
	見直し目的に応じた応答時間とスループット	A	・応答時間の確保が出来る、システム構成、機器の選定。	・システム利用における見直し目的の定義と、システム管理により業務上から要請される応答時間の確保を行う	・システム管理者は、応答時間の劣化がないように随時努め、必要な対策をとること。
	システム障害対策	A	・システムの冗長化	・システム障害時に備えた機器・システムの維持体制を決める ・データのバックアップ	・システム管理者は障害時の対応体制が最新のものであるように管理すること。 ・データバックアップ作業が適切に行われている事を確認すること。
③ 保存性確保	ソフトウェア・機器・媒体の管理	A		・定期的な機器、ソフトウェアの動作確認 ・媒体の保存場所、その場所の環境、入退出管理	・システム管理者は、電子保存システムで使用されるソフトウェアを、使用前に審査を行い、情報の安全性に支障がないことを確認すること。 ・電子保存システムの記録媒体を含む主要機器は管理者によって入退室管理された場所に設置すること。 ・システム管理者は、定期的にソフトウェアのウイルスチェックを行い、感染の防止に努めること。 ・設置場所には無水消火装置、漏電防止装置、無停電電源装置等を備えること。 ・設置機器は定期的に点検を行うこと。
	不適切な保管、取り扱いによる情報の滅失、破壊の防止策	A		・作業の管理を行う ・データのバックアップを行う ・業務担当者の変更にあたっては、教育を行う	・システム管理者は新規の業務担当者には、操作前に教育を行うこと。
	記録媒体、設備の劣化による読み取り不能または不完全な読み取りの防止策	A		・記録媒体劣化以前の情報の複写を規程	・記録媒体は、記録された情報が保護されるよう、別の媒体にも補助的に記録すること。 ・品質の劣化が予想される記録媒体は、あらかじめ別の媒体に複写すること。
	媒体・機器・ソフトウェアの整合性不備による復元不能の防止策	A	・マスタDB変更時に過去の情報に対する内容変更が記らない履歴標準形式でのデータ入出力機能	・システムの移行時のデータベースの不整合、機器・媒体の互換性不備に備えたシステム変更、移行時の業務計画の作成 ・定期的なバグフィックスやウイルス対策の実施	・機器・媒体やソフトウェアの変更にあたっては、データ移行のための業務計画を作成すること。
④ 相互運用性確保	システムの改修に当たった際の、データ互換性の確保策	A	・標準的な規約(例えば、HL7、DICOM、HELIOS、BHS等)に従った情報形式を持つシステム構築	・システム更新時の継続性確保策 ・異なる施設間の場合、契約により責任範囲を明確にすることを規程	・機器やソフトウェアに変更があった場合においても、電子保存された情報が継続的に使用できるよう維持すること。
	システム更新に当たった際の、データ互換性の確保策	A			